

SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用に関する要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものである。

(仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用ガイドライン」により定める。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、群馬県（以下「県」という。）に帰属する。

(管理事務)

第4条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、ぐんま SDGs 推進ネットワーク（以下「推進ネットワーク」という。）において行う。

(ロゴマークを使用できる者)

第5条 ロゴマークを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自らの取組が「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」として選定された企業・団体等
- (2) 県及び県内市町村
- (3) 推進ネットワーク
- (4) 報道機関（報道の目的で使用するときに限る。）

(使用の目的)

第6条 前条に掲げる者は、次の各号に掲げる場合において、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 自らの取組が「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」として選定された事実を広報する場合。
- (2) 自らの SDGs に関する活動を広報する場合。
- (3) 広く SDGs を普及啓発する場合。

(使用の申請)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、

「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用申請書」を推進ネットワークに提出し、推進ネットワーク事務局長（以下「事務局長」という。）の承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請を不要とする。

- (1) 県及び県内市町村が使用する場合。
- (2) 推進ネットワークが使用する場合。
- (3) 報道機関が使用する場合。

（使用の承認）

第8条 事務局長は、使用申請者から前条の規定による申請があった場合、内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当すると認められるときを除き、「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用承認書」により、ロゴマークの使用を承認するものとする。なお、事務局長は、使用申請者に対して必要な条件を付することができる。

- (1) 県、推進ネットワーク又は「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) SDGs の正しい理解を妨げるおそれのあるとき。
- (3) ロゴマークを自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 商品、景品、商品等のパッケージ若しくはサービス等又はそれらの広告宣伝等に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 政治的又は宗教的活動に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (7) 使用申請者又はその役員等（相当の責任の地位にある者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であると認められるとき。
- (8) そのほか事務局長が使用について不相当と認めるとき。

（使用上の遵守事項）

第9条 本要領の規定に基づきロゴマークを使用できる者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務局長が認めた用途にのみ使用し、承認条件が付されている場合はそれに従うこと。
- (2) 第2条に規定する仕様に従うこと。
- (3) ロゴマークを使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。
- (5) ロゴマークを使用することで、商品やサービスに一定の品質、効能又は認証があると

県又は推進ネットワークが認めているかのような誤解を与えることがないように、十分配慮すること。

(6) SDGsの趣旨を損なうことがないように、十分配慮すること。

(違反に対する処置)

第10条 事務局長は、使用者が第8条各号に掲げる事項のいずれかに該当する、又は前条の遵守事項を遵守していないと認めた場合には、使用者に是正を指示することができる。

2 事務局長は、使用者が前項の規定に基づく指示に従わない場合、使用承認を取り消すことができる。

3 事務局長は、使用承認を得ずにロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用停止及び使用物件の回収を求める等適切な措置を執ることができる。

4 前各項の規定により使用者及びその関係者に損害が生じた場合、県及び推進ネットワークは一切の責任を負わない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用の責任)

第12条 ロゴマークの使用によって、事故、苦情又は第三者との間の紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに事務局長あて報告するとともに、自己の責任と負担において対応すること。なお、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合であっても、県及び推進ネットワークは一切の責任を負わない。

(使用期間)

第13条 ロゴマークは、原則として2030年12月31日まで使用することができる。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用及び管理に関する必要な事項は、推進ネットワークが別に定める。

2 本要領は、通知なく改訂する場合がある。この場合、改訂内容については、県ホームページで告知するものとする。

附則

この要領は、2023年2月20日から施行する。